

裁判員裁判の判決文を教材とした 国語科における法教育

札埜 和男*

Law-Related Education in Japanese Using the Decision of the Lay Judge System

Kazuo FUDANO

Accepted December 27, 2012

抄録：国語科での法教育授業として裁判員裁判の判決文を教材に使い、市民にわかりやすい文章になっているかを、高校生の視点から書き直す作業を通じて検証した。判決文を「論理性」「表現力」「わかりやすさ（明確さ）」の点から5段階評価し法曹三者をゲストに招き公開授業を行った。当日までに陪審員に関する評論、裁判員裁判の広報映画鑑賞、簡単な模擬裁判を実施した。国語として養う力は作文力・読解力・語彙力・言語感覚・文章力である。最も生徒の評価が分かれたのが「表現力」である。なぜならここには「品位（品格）」が項目としてあったからである。「公の文章」と「わかりやすい文章」をどう捉えるかが授業の大きな柱であった。また法律用語ではなく専門家が使う「日常語」やその特殊な使い方に、法特有の意味やルールが付与されていることが明らかになった。ことばに焦点を当てた法教育は、市民と専門家の間にある「溝」を埋める働きがあるといえる。

索引語：裁判員裁判、判決文、国語科、法教育、品位

Abstract : In law-related education, the decisions used in the lay judge trial were used as the Japanese language teaching materials. In the lesson, high school students rewrote the decisions several times in order to verify whether it is an intelligible text for citizens. Five rankings were used to evaluate the decisions from three viewpoints such as “logicalness”, “power of expression”, and “intelligibility”. Three judicial officers were invited as the guest speakers in the open class. In the Japanese language teaching class, the abilities of composition power, reading ability, vocabulary, language feeling, and text power are expected to be raised. It is “power of expression” that the students’ evaluations could not reach an agreement, since the “dignity” was one of the check points. One of the main points of this lesson was how to distinguish “a public text” from “an intelligible text.” There is already a big gap between citizens and the legal specialists in terms of understanding the decisions, lessons conducted in Japanese language teaching as the law-related education will be one of the best way to fill this gap.

Key Words : lay judge system, decision, Japanese, law-related education, dignity

* 京都教育大学附属高等学校

1. はじめに

法廷はことばを伝え人を説得する場である。裁判員裁判が2009年8月から実質的に始まったが、実際に傍聴すると、語られることばは職業裁判官裁判と比較してわかりやすくなっている。

ところで刑事罰権に関する国家意思の最終表明である判決文は変わったのだろうか。判決文は法廷で被告人（刑事事件）に対して読み上げる文章であり、読むことで、その裁判の内容がわかるはずの文章でもある（刑事訴訟規則第54条に「裁判書」として書面に残す書きことばとしての役割もあるが、ここでは「法廷で読み上げる」話しことばとしての機能に着目する）。判決文とは「当事者へのコミュニケーション」（倉田，1994，p.10）の手段ゆえ、伝達と説得の機能を備えている必要がある。

1991年7月に「東京地裁・大阪地裁刑事判決書検討グループが『刑事判決書の見直しについて（提言）』と題する研究発表を行い、刑事事件についても判決文の一層の簡易化を図る提言を行った」（三宅，1994，p.74）。「刑事判決文は被告人が法廷で聞いて理解することができるようなものでなければならぬ」との基本的視点から『全体として読みやすく、分かりやすい判決書』の様式を提唱している」（三宅，1994，p.76）ことも、裁判員制度実施前から取り組まれてきたことではある。

今回の論文は2010年3学期の1年生国語科「現代文」での法教育の実践をもとに、専門家のことばである裁判用語と市民のことばである日常用語の関係性を論じている。実際の裁判員裁判の判決文を教材に使い、この判決文がわかりやすい文章となっているのか、義務教育を卒業した時点、つまり高校1年生の視点から書き直す作業を通じてそのことを検証し、さらにその判決文を3つの観点（「論理性」「表現力」「わかりやすさ（明確さ）」）から5段階評価をつけ、裁判官作成の判決文の通信簿を完成させた。評価をして通信簿をつける試みは勤務校の教育実践研究集会における公開授業で行い、当日は法曹三者をゲスト講師として招き高校生との議論の場を設けた¹⁾。国語としての目標は、ゲストとの議論を通じて「説得力のある、わかりやすい（公の）文章とは何か」について考えを深めることであった。

2. 授業の概要

(1) 授業の目論見と意義

授業の目論見としては「国語科教育」としての目論見と、「法教育」としての目論見が存在する。前者の観点から見た場合判決文を利用して養う力は「作文力」「読解力」「語彙力」「言語感覚」「文章力」の5つにまとめられる。その5点について順に説明する。

第一は作文力であるが、それは社会において求められる「公」の文章を作る力である。現代の社会では国語科教育にて十分に扱い切れない文章が主流となっている。例えば組織間をつなぐ公の文章（以下「公文書」と称す）はその一例といえる。公文書は誰に読まれても誤解されないこと、疑いの余地をもたれないことが求められる。実社会に出てから直面する文章なので、公文書について考える機会を持つことは、長い眼で見て有意義なことといえる。第二は読解力である。意味を変えずにわかりやすく書き換えることは、ただ単に意味を言い換えたり語尾を変えたりすることではない。正確な言い換えには「読み解く」力が必要となる。第三は語彙力である。抽象的なことばは概念世界を広げる。一方で、難しいことばを日常のわかる言葉で説明して伝える場合、感覚ではわかっている、うまく説明

できないジレンマに陥る。そのジレンマを抜け出すには語彙力が必要となってくる。第四は言語感覚である。全体のバランスを考え、耳で聴いてわかりやすいことばを考え選び出すことは、言語感覚を磨くことに繋がる。第五は学習者の文章力である。他者の文章を吟味して評価することで、文章を書くにあたって、他者に伝え説得するにはどういう要素が必要かを学ぶことになり、学習者自身の文章作成に還元できる機会となる。

法教育としての目論見は専門家のことばと市民のことばの関係性について考えを巡らし、法への意識を深めることである。法教育とは「一般の人々が、法や司法制度、これらに基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」(法教育研究会, 2004, p.2)であるという。その社会の「価値や考え方」を理解する方法として、その社会で使われていることばを学ぶことは非常に有効である。一方で法にまつわる専門家のことば(以下「裁判用語」と称す)と市民のことば(以下「日常用語」と称す)に隔たりがあることは以前から指摘されている。その隔たりは、大陸から切り離されて独自の発展を遂げたガラパゴス諸島になぞらえて、裁判用語は「ガラパゴスのような裁判のことばの世界」(大河原, 2009, p.5)とも称される。市民が参加することで、判決文には従来より市民の考えが反映されていると推察されるが、たとえ市民の感覚が反映されているとしても起案するのは裁判官ゆえ、そこには裁判用語が多く見られることが十分予想される。

したがって、法教育の一方法として「ことば」に焦点を当て、生徒が裁判用語と日常用語の隔たりを学ぶことによりその問題を明らかにし、それを受けて専門家も一緒に考えることは司法への参加が国民全体に関わることゆえに、法曹の世界だけでなく、社会的にも意義深いことといえよう。そのことは自己完結化しがちな普段の学習とは異なって、自分たちの考えたことが社会に結びつく学習であり、社会(の誰か)に役立つ学習としての意味を持つともいえる。

さらに国語科における法教育を考えた場合、模擬裁判以外の「ことば」にこだわった、有効な教育方法の開発という点でも意義がある。また法曹側にとっても将来の市民の代表としての高校生の視点や問題提起は、今後の裁判員制度におけることばのあり方について考えを巡らす参考となろう。

(2) 教材・生徒の様子・ゲストについて

教材は神戸地裁の判決文(殺人未遂 2009 年 9 月 9 日宣告)と大阪地裁の判決文(覚せい剤密輸 2009 年 11 月 11 日宣告)の 2 種類である。2 クラスを担当していたからであるが、今回の分析は大阪地裁の判決文を利用したクラスの実践を対象としている²⁾。

判決文の基本的構成は「主文・事実・理由」となるが「理由」の部分で教材として使用した。「理由」は証拠をどう見たかという心証や、結論に至るまでにどのように証拠を吟味したかという証明の過程、その文章の書き手の主観的記載部分いわば個性が最もよく現れるところだからである。

当日のゲストには裁判官として森野俊彦氏(福岡高等裁判所判事)、検察官として今井康彰氏(京都地方検察庁・司法修習担当)、弁護士として下川和男氏(大阪弁護士会)の 3 者をお招きした(以下「裁判官」「検察官」「弁護士」と称す)³⁾。

(3) 学習指導要領との関連

高等学校国語科の目標は「国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高める

とともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる」ことである。この判決文という公文書を教材として使った授業は、とりわけ「作文力」「読解力」「語彙力」に関わりが深い。なぜなら「第2節 国語科の目標」で「適切に表現」とは「目的や内容にふさわしい語句を選び、しかも、目的や場にふさわしい表現をするということ」であり、「的確に理解」とは「表現の仕方、表現された内容や事柄を、目的や場に応じて間違いなく理解すること」、伝え合う力」とは「人間と人間の関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら、言語を通して適切に表現したり的確に理解したりして、円滑に相互伝達、相互理解を進めていく能力のこと」と説明されているからである。それら三箇所は今回の学習で目論む養う力と重なる。また後半の「言語感覚を磨く」とは「目的や場に応じた言葉の適切さや美しさについての感覚を洗練し、表現の効果について吟味し、適切な判断ができるようにする」とされているが、この箇所も「文章力」と深く関わるといえる。

(4) 授業の経緯

授業の経過については表1のとおりである。

表1 授業の流れ（注①～⑨については後述）

1 組			5 組		
回	月 日	内 容	回	月 日	内 容
1	1・12	①投げ込み教材（日野啓三『『市民』のイメージ』三省堂『現代文』所収）読み。	1	1・14	①『『市民』のイメージ』読解（随時裁判員裁判にまつわる資料配布）。
2	1・13	『『市民』のイメージ』読解（随時裁判員裁判に関する資料配布）。	2	1・15	『『市民』のイメージ』読解。最高裁広報映画『審理』一部鑑賞。
3	1・19	『『市民』のイメージ』読解。最高裁広報映画『審理』一部鑑賞。	3	1・21	『『市民』のイメージ』読解。
4	1・27	『『市民』のイメージ』読解。	4	1・22	『『市民』のイメージ』読解。
5	2・2	『『市民』のイメージ』読解。	5	1・28	『『市民』のイメージ』読解。
6	2・3	『『市民』のイメージ』読解。②大阪地裁の判決文の提示。	6	1・29	『『市民』のイメージ』読解。
7・8	2・4	③簡単な模擬裁判（ゲスト講師として新井玲央奈氏来校：京都弁護士会所属）。	7	2・2	判決文授業の趣旨説明。大阪の判決文の紹介。個人での④神戸地裁の判決文の書き換え（宿題）。

9	2・9	⑤判決文の授業趣旨説明。個人での書き換え作業（宿題）。	8	2・5	③簡単な模擬裁判（ゲスト講師として後藤隆志氏来校：京都弁護士会所属）。
10	2・17	⑥班での判決文の書き換え作業。	9	2・12	班での神戸の判決文の書き換え（各班の作品を紹介しどれが優れているか理由を明記して提出することを宿題とする）。
11	2・18	⑦班での判決文の書き換え作業及び「通信簿」作成（ゲスト講師として弁護士来校）。	10	2・18	一番推す人数の多かった班の判決文について、授業者より気づいた疑問点を提示。⑦班での「通信簿」作成。
12・13	2・20	⑧公開授業（2時間連続）。ゲスト講師として法曹三者来校。	11	2・18	⑨公開授業として実施。ゲスト講師として弁護士来校。

- ① 読売新聞 1997 年 9 月 16 日夕刊掲載のアメリカ陪審員裁判に関する評論的随想である。
- ② 平成 21 年 11 月 11 日宣告 覚せい剤密輸にまつわる裁判員裁判判決文である。
- ③ 窃盗事件に関する簡単な模擬裁判を 2 時間連続授業で行い、ゲスト講師の弁護士より解説してもらう。
- ④ 平成 21 年 9 月 9 日宣告 殺人未遂事件にまつわる裁判員裁判判決文である。
- ⑤ ②の判決文を使った授業について趣旨を説明した上で、10 班に分け班名を決めさせ、判決文の理由の部分を 10 数行分 10 箇所に分け、各班でどこを分担してわかりやすく書き換えるか決める。まず班で相談して書き換える前に個人で宿題として書き換えてくるよう指示する。
- ⑥ 各自書き換えた作品を持ち寄って班で議論しながら書き換え作業を行う。
- ⑦ 自分たちが書き換えた判決文を参照しながら、教材とした裁判所作成の判決文を 3 つの観点（論理性・表現力・わかりやすさ）から 5 段階に評価し総合評価をつける。弁護士から事件の背景などの説明を受ける。
- ⑧ 平成 22 年京都教育大学附属高等学校教育実践研究集会の国語総合「現代文」公開授業として 1・2 時間目（9 時 30 分～11 時 25 分）に図書館で実施する。2 時間連続の授業で法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）をゲストとして教室に迎える。終了後感想および課題作成を宿題として課し、その作品を基に事後学習を行った。
- ⑨ 公開授業として 4 時間目（11 時 30 分～12 時 20 分）に実施した。ゲストが弁護士 1 人だけであること以外は⑧と変わらない。

「方法」については各段階で異なってくる。第 1 回から第 6 回・第 9 回は一斉授業方式、第 7 回はワークショップ方式、第 10 回・11 回は議論を中心としたグループワーク、第 12 回は議論を基にプレゼンテーションとミニシンポジウムを合わせた方式である。メインは第 9 回以降であるが、いきなり

判決文の授業に入るのではなく、判決文授業に備えての「基礎体力づくり（考えるための土台づくり）」「興味づけ・動機づけ（モチベーションを高めること）」を考えた。それが第8回までの授業になる。議論が主になる授業であるゆえ、議論を活発にするための「仕込」が必要となるわけである。

(5) 当日の授業の様子

公開授業当日の内容は次のとおりである。1時間目は①ゲストの紹介と授業の趣旨説明、②各班による判決文の言い換え作業で気づいた点の発表、③発表を受けてゲストからのコメント、④ゲストのコメントを受けて生徒からの反論や質問、2時間目は①見学者からゲストへの質問、②各班による判決文の評価の提示とその評価理由の発表、③発表を受けてゲストからのコメント、④生徒からの反論、⑤ゲストから生徒へのメッセージ、という流れであった。

判決文の評価用紙は資料1のとおりである。

資料1 判決文評価用紙

判決文 通信簿 （評価用紙） 班名（ ）

メンバー（ ）

5段階 5 たいへんよい

 4 まあまあよい

 3 どちらでもない

 2 あまりよくない

 1 きわめてよくない

<Ⅰ 論理性>	評価	各項目平均	コメント
①一貫性があるか。			
②理由となる根拠は明確か。			
③疑いの余地がなく、誤解を生まないか。			
④言いたいことがはっきりわかるか。			
<Ⅱ 表現力>			
①一文の長さは適当か。			
②無駄な修飾はないか（簡潔か）。			
③句読点は適切か（位置や数）。			

④判決に携わった人の思いが表現されているか。			
⑤文章に品位（品格）があるか。			
<Ⅲ わかりやすさ(明確さ)>			
①被告人が耳で聴いて1度で理解できるか。			
②構成は適切か。			
③中学卒業程度で理解可能か。			
④分量は聴くのに耐えられるか。			

$(Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ) \div 3 = \text{総合評価 ()} * \text{小数点第1位四捨五入}$

（所見：今後の課題）

結果的には10個の班が下した判決文の総合評価の平均は「3.2」（5段階）であった。「Ⅰ 論理性」についてはどの班も一定の評価を下していた。「Ⅲ わかりやすさ（明確さ）」については、3つの観点の中では評価が低く、最も低い班で「1.5」という落第点の評価を下した。その主張の理由は「難しいことばを使いすぎる」「曖昧な表現が多い」「（裁判に）参加している人がわからない」であった。「Ⅱ 表現力」が班によって最も評価が分かれた観点である。それは「⑤文章に品位（品格）があるか」の「品位（品格）」についての解釈が班によってさまざまであったからである。このことばには主観が入るのでばらつきは当然であった（国語科教育のねらいとして「公の文章とわかりやすい文章の両立性」がテーマの1つであったので、ねらいどおりの反応であったといえる）。品位を「厳か」と解釈した班の評価は「5」であり「美しさ」と捉えた班のそれは「2」であった。



写真① 前方に座るゲスト講師陣



写真② 公開授業の様子



写真③ 評価用紙を挙げる生徒

3. 「品位（品格）」にまつわる意見

品位をどう捉えるかに関連して裁判官は「罪を犯した人に対する裁くことばに美しいことば，良いことばなんてない。一度罪を犯した人に情けをかける必要はあるのだろうか。裁く立場にある者は厳格な態度をとるべきで，ことばには裁判官の気持ちが入る。美しいことばが良いことばではない」と意見を述べた。

この意見に対して共感を抱いた生徒は，判決文をわかりやすくすることを否定的に考えたようである。2名の生徒の後日出された感想を紹介する。

「品格を法廷の場で『美しさ』と定義するなどもってのほか。各人の価値観も絡む抽象概念ととれる『品格』はその場その場にふさわしい最も適した解釈があるのだ。『難しい』と思うから批判したいのかもしれないが，法廷は日常生活とは違う裁きの場。そこでは我々の普通の生活における考え方が通用しないこともある」

「判決文の書き換えは必要ないということです。つまり判決文ではどんどん難しいことばを使っていくということです。（中略）意味は同じことばでも，その2つを比べるとニュアンスや印象が違う場合があります。例えば『冷たい殺人犯』と『冷酷な殺人犯』ならば後者の方がもちろん強い印象を受けます。この様に自分の意思を伝える為には本当にその犯人への負のイメージが強いならば『冷酷』を使わざるを得ない状況があるのです」

引き続き2名の生徒の感想を挙げる。

「これ（裁判官の意見）を聞いた時，深いなあと思い，裁判のあるべき姿を考えさせられた。このことばに，厳正である意味冷たく残酷な，でも人情味のあるそんな（裁判官の）姿が表されている」

「美しい文章とは何だろう。難しい本や詩など意味はわからなくても心に響く。逆にわかりやすくても何とも思わない。美しさとわかりやすさはイコールではない。判決文でいうとわかりやすくしたことによって，美しくなるとも限らない。美しさの中で品位がどう表せるだろうか」

裁判官の意見は，正解のない問いである「公の文章である判決文のあり方」について，生徒の思考を刺激したといえる。

4. 生徒と専門家の対立箇所

生徒がわかりやすい言い換えに苦労した点には、専門家と市民のことばに対する乖離が潜むと考えられる。授業で話題となったことばや表現について5点取り上げる。

まず1点目は「みだりに」である。「被告人は、〇〇らと共謀の上、営利目的で、みだりに、平成21年5月5日、大阪府所在の関西国際空港において、ポリ袋12袋に小分けされた覚せい剤である・・・」という判決文の表現であるが、生徒は当初「勝手に」という意味を考えた。しかし「覚せい剤を持ち込むことはもともと禁止なので『勝手に』は不自然。負の要素をちゃんと考えていない」と改めて「深く考えることなく」とした。それに対して検察官からは「短絡的」という意味に置き換えられるが、簡単に書き換えることは難しいという指摘があった。

2点目は「相当」である。この判決文には「相当」が5回出てくる。①「・・・700万円に処するのが相当である」、②「・・・自力更生させるのが相当である」、③「・・・相当長期の実刑に処するのはやむを得ない」、④「・・・懲役8年に処するのが相当である」、⑤「・・・350万円とするのが相当である」

この5回出てくる「相当」に生徒が考えた言い換えはそれぞれ①「ちょうどいい」、②「ふさわしい」、③「かなりの」、④「ふさわしい」、⑤「もっとも」であった。3つの班がそれぞれ異なった解釈をしたこともあって、生徒から非常にわかりにくいことばであるという指摘があった。それに対して裁判官からは『相当』は裁判で最もよく使うことばだが、今挙げた『ふさわしい』などのことばがなぜ使えないかという、それらはプラス評価になることばであり、犯罪を裁くことばのイメージにそぐわないからだ。価値的にプラスでない時に使われる。被告人からすれば『ちょうどいい』などと言われたら反発するだろう。使えないから『相当』を使うことになる」という回答であった⁴⁾。

3点目は「なるほど」である。判決文では①「なるほど、本件犯行は、犯罪組織が計画したもので、・・・」、②「なるほど、異国の地で刑を受ける被告人の不安、・・・理解できるものである」の2か所が出てきた。それらに対して生徒は①「こう考えると」、②「たしかに」と書き換えた。生徒にとって日常使う「なるほど」と判決文の「なるほど」は、使い方が異なり違和感を覚えるという意見が出された。判決文で「なるほど」がいきなり出てくるところには抵抗があるということだった。それに対して裁判官からは「よく使うことばで、(この「なるほど」が出てきた)あとでは(前と)違うことを言われると覚悟しておいた方がいい」という解説がなされた。

4点目は「否定表現の多さ」である。判決文には例えば①「重視せざるを得ない」、②「側面のあることは否定できない」、③「軽視できない」、④「やむを得ない」とあり、生徒は①「重要視しないわけにはいきません」、②「紛れもない事実だ」、③「見逃せない」、④「仕方のないことです」と言い換えた。否定表現の多さには生徒から「曖昧すぎる」という批判があった(それが「わかりやすさ」へのマイナス評価にも繋がるわけである)。それに対しては検察官から「裁判員の悩みを表現していて、検察官と弁護士の双方の主張を聴いて、敢えて遠回しの表現を裁判官は使っているのではないか」という弁護がされた。裁判官からは「職業上そうになっている。使用を抑えることが望ましいが、政治家の答弁と同じで時には逃げ、時にはぼやかすレトリックの1つ」ということだった。弁護士からは例として「軽いわけではない」は「執行猶予にしてほしい」というメッセージを込めているとの補足説明があった。

5点目は「公訴事実の長さ」である。今回扱った「公訴(犯罪)事実」は445文字28個の読点があ

る一文だった。これは生徒からすると非常にわかりにくい「悪文」である（授業では一文の限度は 80 字と教えている）。担当した班はわかりやすくするために文を 9 つに分解し、読点を 12 個に修正し、順序も入れ替えた。これについては弁護士が高く評価した⁵⁾。検察官からは「公訴事実」は一文で書くルールが定着していることの説明がなされた上で、わかりにくいという指摘はその通りで、これから変えていこうとすることは課題であるとの説明があった。関連して「長いから文章として良くない」という意見もあったが、長いことと冗長は違う。文章の良さは長短ではない。流れがあってその中で言わねばならないことを言うことが大切だ」という指摘がなされた。裁判官は岩淵悦太郎の『悪文』を紹介しながら変わっていないのが現状であると述べた。「裁判には肯定の接続語が少ないので『しかるところに』といったことばを使うことになる」ことや「殺人犯の起訴状は冗長になる。当時の検察官が『荏冉（じんぜん）』⁶⁾という一言で表現した」体験談を紹介した上で「裁判官は小説家と似ていて、繰り返し同じことばを使いたくない。ことばはたくさんあるようで使いにくい。限られたことばの中で、ありふれたことばは本当は使いたくない。かといって事件にふさわしいことばがないというジレンマがある」と心情を語った。

このように言い換えをめぐる生徒と専門家の議論が対立したことばは、決して難しい裁判用語ではなく、生徒が普段使っている「日常用語」であり、普通に抱いている文章表現の「常識」であった。つまり専門家が使う「日常用語」やその特殊な「使い方」にこそ、法の世界特有の意味やルールが付与されており、盲点が隠されているといっていよう。

5. 専門家からの提言と生徒からの提言

裁判官からは「情状酌量」という語の言い換えの議論の際に「法律用語を変えることばかりに注目せず、逆に法律用語をもっと使ってはどうか」という裁判用語の日常用語化への提案があった。「情状酌量」にしても「執行猶予」にしても生徒が書き換えで悩んだことばであるが、わかりやすく書き換えることでかえって不正確になるからである。

生徒の発想（提案）としては裁判用語のあり方として「ですます調への変革」「被告人の『あなた』への言い換え」「地元方言の活用」が挙げた。「ですます調」に変えた生徒の考えでは、そのほうが被告人の心に入りやすいと判断したのである。「被告人を『あなた』に変えた」発想には、淡々と言われるより、聴いて語りかけられていると思うほうが、被告人にとって意味を持つと考えたとのことだった。たとえば判決文の書き換えでは「本件覚せい剤の量は大量である。持ち込まれる量が多いほどわが国にもたらされる害悪も大きなものになる。被告人は、持ち込む物が覚せい剤であることや・・・」を「この覚せい剤の量は大量です。持ち込まれる量が多いほど日本にもそれだけ多くの悪いことが起こるのです。あなたは、持ち込む物が覚せい剤であることや・・・」としていた。また関西弁の書き換えとして「この事件の覚せい剤の量は大量なんや。持ち込まれる量が多いほど日本にもそれだけ多くの悪いことが起こるんや。あんたは、持ち込む物が覚せい剤であることや・・・」という言い換えも作っていた。

これらに対して裁判官からは「昔から『さん』づけで呼ぶかどうかの議論がある。国家権力を代表して裁いているので、裁く人間が中途半端に同じ立場にいるのはどうか。少年に対しては『ですます調』で書く人はいる。裁判は人を厳しいことばで断罪するもの。関西弁で（判決を言い渡すの）は厳

しい」というコメントがあった。

こういった高校生の発想は専門家からすれば違和感を覚える向きもあるだろう。だが「(関西弁の判決文は)とても面白いと思いました。品格があるかと問われたらそれはあまり感じられませんが、人々のための裁判であることが改めてわかるとても良い判決文だと思います。裁判のあるべき姿を表わしています。地域の人々に密着していて、わかりやすさを追求した文面で、実際にこのような判決文が使われたら、もっと人々が裁判に親しみを持って、もっと興味が湧くと思います。ことばは人々の心に響きます」という、同じ仲間の発想を評価している感想が生徒の中には見られたのである。

6. おわりに

授業終了後の研究集会で、ある教育学研究者から「専門用語と日常用語の対立はどうなっていくのか。その結末はどう考えるか」という質問があった。以下は助言者の回答である⁷⁾。

「幸福な結末を予想している。判決文は通常もっとわかりにくい。裁判員裁判は大きな前進である。法律用語にも関わる問題だ」(弁護士)。

「漢字の音読みを訓読みに開く方向がある。対立は不幸な結末にはならないと思う。公の文章は誰に向けてのものがはっきりしている。裁判官の気持ちを入れる必要があるのかという(生徒の)意見があった。これは0か1かではなくて、その間をどう表現するかも大事だろう」(寺田守京都教育大学准教授)。

それらを受けて筆者も「幸福な結末を予想する」と回答した。法教育は市民と法曹関係者の「懸け橋」となる教育であると考えている。その実践方法は市民と法曹関係者の共同によってより効果的となるのだが、その共同の方法の1つが専門家と市民をつなぐことばへの模索であると捉えている。現に「今日が裁判自体を素人と専門家の間でわかりあえるチャンスだと思って挑みました」という生徒の感想があったのだが、ゲスト講師からは「市民感覚とのずれに気付いた。法律家はもっと表現力を磨かないといけない」(弁護士)、「授業は私どもにとっても大変勉強になる大変考えさせられるものであったと思います」(検察官)、「今回の催しは、私にとっても、なかなか刺激的な授業で楽しかったです。高校生の授業であることを忘れて、本気になってしまいました。変に妥協するのは、生徒の方にも失礼と思い、特にレベルを下げることなく、議論を挑みました。ことばや、裁判、あるいは、判決などの問題は、私にとって、中途半端にはできないので、あのようないい方になってしまいました。ご容赦ください」(裁判官)といった感想が出された。双方にとっても意義深い授業となったことがうかがえる。

法教育は、ルール創造、制度への理解、参加意識の醸成、法的な見方や考え方の育成、法の活かし方、模擬裁判の実践などが主となっているが、文章の品位や客観性と可読性の問題という国語的なテーマで、法廷で使うことばを俎上にのせることにより、法に深くアプローチすることができるのである。立場を異にするさまざまな感想からも、今回の授業は生徒にとっても法曹関係者にとっても異なることばの世界に生きる者同士が「どうわかりあっていけるか」への模索となったといえる。

刑事法の専門家である石塚伸一氏(龍谷大学法科大学院教授)から次のような逆説的な示唆を得た⁸⁾。

「生きる世界でのことばの厄介さというのがあって、専門家と市民のわかりあえる可能性は限定されている。しかしわかりあえてしまったら意味がない。専門家と市民の『溝』や『裂け目』はあった方

が良い。『溝』があるからこそ、市民の感覚が大切になってくる」

両者の「溝」を埋めていくためにも、国語科におけることばに焦点を当てた法教育は、今後ますます重要となるであろう。ただ、その「溝」を埋めていく際には、裁判は誰のものかという問題意識が常に求められる。生徒の中に「法律用語を法律家だけのものにしないことが大切だ」という授業後の感想があったが、このことばは、裁判はいったい誰のためのものか、という問いかけを含んでいる。誰もがわかる裁判への主張でもある。溝を埋める営みは、必然的に法廷における言語にまつわる権利（法廷の中のことばを理解する権利や自身の話したいことばで話す権利など）の問題につながる。したがってことばをめぐる国語科の法教育は言語権をはじめとする人間の基本的な権利を考える教育に発展する営みであるともいえよう。

注

- 1) 勤務校では毎年2月頃に教育実践研究集会を開いている。
- 2) 両クラスとも全員大学進学希望であり、学習態度は前向きである。1年1組は男子21女子20計41名、1年5組は男子19女子21計40名であった。
- 3) 森野俊彦氏の略歴は前大阪高裁民事部判事で、西日本の地裁や関西の家庭裁判所の判事を歴任し、本校を含め模擬裁判の指導経験も豊富であった。今井康彰氏の略歴は2001年4月広島にて司法修習後、東京・大阪各地検を経て2009年6月京都地検へ異動し、刑事、兼指導係であった。下川和男氏は模擬裁判指導や労働と法など、学校での豊富な授業経験を持つ。
- 4) 後日ドイツ語にも詳しい、刑事法を専門とする石塚伸一氏（「6. おわりに」参照）より、ドイツ語の *adäquat* には日本語でいうところの量的な意味での「ちょうどいい」と質的な意味での「ふさわしい」という両方の視点があるので、生徒らの言い換えは適切であるという評価を受けた。
- 5) 「主体・行為・客体」という法律の考えからすれば、このようにぶつ切りにしてしまうと意味が変わってしまい、言い換えとして誤りであるのだろうが、弁護士は発想自体を評価されたのである。
- 6) 歳月が長引くさま、のびのびになる意味。
- 7) 午後に授業をめぐって教育研究集会が教科別にあり、発表者以外に助言者がつくことになっている。この時の助言者はゲスト講師の下川弁護士と京都教育大学国語教育学専攻の寺田守准教授だった。
- 8) 京都教育大学附属教育支援センター研究者申請プロジェクト「国語科における法教育の実践・研究開発」（平成21年～23年）の共同研究者メンバーである。

参考文献

- 岩淵悦太郎（1960）『悪文』日本評論社
 大河原眞美（2009）『裁判おもしろことば学』大修館書店
 倉田卓次（1994）「判決とはどういうものか—民事判決文の構造と機能と作成—」明治書院『日本語学』1月号：pp.4-16

林大, 碧海純一編 (1981)『法と日本語』有斐閣

平野龍一 (1985)「現行刑事訴訟の診断」平場安治他編『団藤重光博士古稀祝賀論文集』第四巻 有斐閣 : pp.407-423

法教育研究会 (2004)『法教育研究会「報告書」』法務省大臣官房司法法制部司法法制課

三宅弘人 (1994)「判決文の簡易化について」明治書院『日本語学』1月号 : pp.71-79

謝辞

授業の実施については、下川和男氏、森野俊彦氏、今井康彰氏、京都地方検察庁、寺田守京都教育大学准教授の各氏、京都教育大学附属高等学校国語科教員各位より多大なご協力をいただきました。また論文作成にあたっては石塚伸一氏より貴重な示唆をいただきました。ありがとうございました。